

長久手市障がい児・加配児保育実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、長久手市が定める保育に必要な事由があり、心身障がいをもつ児童（以下「障がい児」という。）又は発達や発育に遅れがあるなど、個別の支援を必要とする児童（以下「加配児」という。）の保育を他の児童と同じ集団に一員として実施し、相互の健全な育成並びに障がい児及び加配児の福祉向上を図ることを目的とする。

（対象児童）

第2条 障がい児保育又は加配児保育（以下「障がい児等保育」という。）の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に規定する者
- (2) 3歳児クラス以上で、保育での個別支援を必要とする児童。
- (3) 発達や発育に遅れがあるなど、個別支援が必要な児童または一般的に中軽度までの障がいがあり、保育園での集団生活が可能な児童。
- (4) 別表の長久手市障がい児・加配児保育入園審査基準の適応範囲内の児童。

第3条 障がい児等保育を実施する保育園（以下「実施保育園」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置
上郷保育園	長久手市前熊前山173番地2
色金保育園	長久手市岩作中島13番地
長湫東保育園	長久手市東狭間703番地
長湫西保育園	長久手市作田二丁目1701番地
長湫北保育園	長久手市鴨田1001番地2
長湫南保育園	長久手市砂子1204番地
アスクはなみずき保育園	長久手市仲田1609番地
市が洞保育園	長久手市市が洞一丁目401番地
アインながくて保育園	長久手市山桶117番地
アートチャイルドケア 長久手保育園	長久手市東原山46番地101
てとろ北保育園	長久手市池田61番地4
ALL4KIDSナーサリース クール長久手	長久手市市が洞二丁目801番地

2 障がい児等保育の実施に当たり、前項に定める実施保育園には、対象児4人に対し原則1人の保育士を配置する。ただし、障がいの程度によって考慮する。
(申請等)

第4条 障がい児等保育の申請等の手続には、長久手市保育所入所等に関する様式を定める要綱第2条の規定を準用する。
(入園決定)

第5条 市長は、前条の申請に基づき、障がい児等保育の可否については、障がい児・加配児審査会を設け、入園基準に基づき審査の上、決定する。

2 前項に規定する審査会は、指導保育士、保育園園長、こどもの発達相談室職員及び市の保育担当課職員をもって構成し、必要に応じて関係機関等からの意見を求めることとする。

(在園児審査)

第6条 在園中に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳を取得した児童については、障がい児・加配児審査会に諮り、保育の可否を判断する。

2 在園児で、障がい児等保育の必要性があると当該児童が所属する実施保育園が判断した児童は、障がい児・加配児審査会を行い保育の可否を判断する。

3 障がい児等保育を実施している在園児で、障がい児等保育の必要性がないと園が判断した児童は、障がい児・加配児審査会を行い保育の可否を判断する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に入園決定を受けている障がい児は、この要綱の規定に基づいて入園決定されたものとみなす。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

なお、本要綱第3条に規定するアスクはなみずき保育園における障がい児保育の実施は、平成25年6月1日からとする。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

8 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

9 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

なお、本要綱第3条に規定する、てとろ北保育園及びALL4KIDSナーサリースクール長久手における障がい児又は加配児保育の実施は、令和6年4月1日からとする。

長久手市障がい児・加配児保育入園審査基準

生活状況	遊び	友達との関わりが持て年齢相当の集団遊びができる	大人を仲立ちとして同じ場を共有したり誘われて遊んだりする	友達の様子に目を向け模倣する	子どもとは難しいが大人との関わりが持てる	人への関心が薄いが保護者とは関わりが持てる	人に対して興味関心を示さない	
	睡眠	よく眠る	普通	眠らない	夜中に起きる		時間に関係なく寝る	
	言語	普通に会話ができる	大体の事は話せる(どうにか話をする)	簡単な単語で意思を表せる	片言・身振りで意思の表現ができる	話せないが相手の言うことは一部理解できる	話せない。相手のいうことが理解できていない	
	指示禁止	指示しなくても禁止事項が守れる	指示すればその通りの行動ができる	ある程度指示に従える	繰り返し指示すれば従うことができる	ほとんど指示に従えない	全く指示が通らない	
	食事	食具を使用して自分で食べることができる	食具を使って食べることができる	食具を持つがうまく使えない	偏食があり手づかみでなら食べることができる	偏食があり自分で食べることができない(固形物なら可)	自分で食べることができない(流動食のみ)	
	排泄	大小便ともトイレででき後始末も自分でできる	大小便とも自分でするが支援が必要	小便はするが大便の後始末は支援が必要	大小知らせるので連れていけば自分でする(大便介助)	大小知らせるが全て介助を必要とする	おむつにでても知らせない	
	着脱衣	着脱とも自分でできる	自分でできるが点検が必要である	一応自分でできるが後で点検が必要である	着ることはできないが簡単なものは脱ぐことができる	着たり脱がせたりする時協力しようとする	全てしてやらなければならない	
身体状況	運動機能	上肢	不自由なく使える	特に障がいはないが不器用さがある	片手は不自由だが一方は使える	両手が不自由で細かいことができない	物を持つことはできる	両手共に不自由で物を持つことができない
		下肢	歩く、走るが普通にできる	歩くがうまく走れない	1人で歩く転びやすい	つかまって歩く。補助具を使って自分で移動できる	這う、つかまり立ち、つたい歩き、自力で座位が保てる	寝たきり、介助で座位。座位が保てない
	視覚	正常又は近視	弱視(両眼矯正視力 0.3 以上のもの)			強度弱視(0.1～0.3 のもの)		準盲
	聴覚	正常	軽度難聴(25～40 d b 相当)			中・強度難聴(41～80 d b 相当)		聾 又は 準聾
	健康	概ね健康	病気にかかりやすい()			虚弱		病気がちで活動内容や日常生活に制限がある
	瘻癰	なし	年平均で数回	月平均で1～2 回	月単位で数回		週単位で数回	
特性	人・場見知り	人見知りや場見知りがない。または相手やその場の状況をみて、慣れることができる。			強めだが時間が経てば慣れる。		なかなか慣れることができない。	
	切り替え	その場の声かけである程度のことは納得できる	事前に何度か声をかけておけばある程度のことは納得し切り替える	切り替えができるときとできない時がある	パニックになったりするが、本人のタイミングでなら切り替えることができる			ほとんどできない
	落ち着き	まわりの子と変わらない	まわりの動きを見て一緒に座って待つことができる	大人の声かけでまわりに合わせて座ってられる	大人が側にいれば座っている	本人の気に入ったところであれば同じ場所にいられる。本人に合わせた対応で元の場所に戻ることができる		落ち着きがなくマイペースに動き回る
行動	自傷	自分で頭をぶつける		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		自分で自分をかみつく		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		食べられないものを食べる		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
	他害対人	人をたたく		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		人にかみつく		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		物を投げる		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
	他害対物	物をこわす		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		衣服を破る		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
	多動	おちつきがなく動きまわる・高いところに登る		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		家や出先からの飛び出し		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		車・火・刃物など危険が分からない		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
	感情	急に泣いたりはしゃいだりする		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		奇声をあげる		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
	感覚	手をつなぐことやスキンシップが苦手		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
		音に敏感		なし	まれにある	時々ある		頻繁にある
特記事項		※ 表左側あみかけのない部分を長久手市障がい児・加配児保育の適応範囲内とする ※ まれにある・・・数か月に1回程度 時々ある・・・1か月に1回程度						